

入 札 説 明 書

徳島県文化の森総合公園
情報文化実習室パソコン機器 一式(賃貸借)

I	入札説明書	1
II	提出書類一覧表	5
	契約書(案)	6

I 入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品

徳島県文化の森総合公園情報文化実習室パソコン機器 一式（賃貸借）

(2) 調達する物品の規格、機能、特質等

仕様書のとおり

(3) 借入期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

(地方自治法234条の3の規定に基づく長期継続契約)

ただし、令和8年度以降において、この契約に係る予算が成立しなかった場合

又は減額となった場合には、この契約の全部または一部を解約できるものとする。

(4) 納入場所

仕様書のとおり

2 入札参加者に必要な資格及び資格審査の申請等について

(1) 必要な資格

① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

② 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱(昭和56年徳島県告示第26号)第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者

③ 入札しようとする物品等の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を県の指定する様式により、5に示す提出期限までに提出場所へ持参又は郵送し、審査の結果「適合」と認められた者

④ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者

⑤ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者

(2) 資格審査の申請の方法

2の(1)の②において、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書（様式第1号、この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。）に必要書類を添付して5に示す応札仕様書の提出期限までに下記に示す提出場所へ提出しなければならない。（申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。）資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

参加資格申請書の提出場所

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階

徳島県企画総務部 管財課 調度担当

電話 088-621-2067

ファクシミリ 088-621-2828

電子メールアドレス kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

3 入札説明書及び仕様書の交付場所について

徳島県ホームページから各自ダウンロードを行うものとする。
なお、仕様の変更があった場合、徳島県ホームページで通知する。

4 問合せ等について

(1) この入札についての問合せ先

徳島県徳島市八万町向寺山 文化の森総合公園
徳島県立二十一世紀館 企画広報担当
電話 088-668-1111 (代)
ファクシミリ 088-668-7196
電子メールアドレス nijuuisseikikan@pref.tokushima.lg.jp

(2) 問合せについての受付期間

問合せについては、ファクシミリ及び電子メールによるものとするが、必ず到着確認の電話も併せて行うこと。(電話による問い合わせは不可。)
ファクシミリについては別紙「仕様書に関する質問書」を使用して問合せを行うこと。
なお、期間については、令和7年6月27日(金)正午までとする。これ以降の問合せについては回答できない場合がある。

5 応札仕様書等について

(1) 本件入札に参加しようとする者は、応札仕様書等を県の指定する様式により、提出期限までに提出場所へ持参しなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされた応札仕様書等を提出したものに限り、入札落札決定の対象とする。なお、県から応札仕様書等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 応札仕様書等の提出期限、提出場所及び方法

① 提出期限

令和7年7月1日(火) 午後5時
土曜日・日曜日及び祝日も、応札仕様書等の受領を行う。
ただし、6月23日(月)及び6月30日(月)は休館日のため受領しない。

② 提出場所

徳島県徳島市八万町向寺山 文化の森総合公園
徳島県立二十一世紀館 事務室

③ 提出方法

持参

6 入札手続等

(1) 入札及び開札執行の日時及び場所

① 日時

令和7年7月4日(金) 午後2時

② 場所

徳島県徳島市八万町向寺山 文化の森総合公園
徳島県立二十一世紀館 3階 会議室

③ 入札書の提出方法

持参

(2) 入札の方法等

① 入札の方法

徳島県文化の森総合公園情報文化実習室パソコン機器 一式（賃貸借）」の月額」により行う。

② 入札書の作成、提出等

入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

ア 入札書には、入札金額、入札物件、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

イ 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。

ウ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。

「入札金額」は、徳島県文化の森総合公園情報文化実習室パソコン機器 一式（賃貸借）」の月額を記載すること。代金の見積もりに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 「入札物件」は、物件名及び数量を明確に記載すること。ただし特に指定した場合は数量の記載は要しない。

オ 入札参加者は、入札物件、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。

この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

カ 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

(ア) 入札参加者は、住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）を記載すること。

(イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）並びに代理人の住所、氏名を記載すること。

キ 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

ク 5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した物品等を納入することができると認められない場合は、当該入札参加者にその旨と理由を記載した書面により通知する。この場合において、提出された応札仕様書等は返却しない。

③ 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

また、再度入札を行う場合においては、第1回目の入札前に提出した応札仕様書等証明書類の変更をしてはならない。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

① 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札

② 記名のない入札

③ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札

ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。

イ 金額をアラビア数字以外で記載、または訂正したもの。

ウ 「入札物件」で物件名及び数量（数量については、特に指定した場合を除く）の記載のないものまたは記載を誤ったもの。

エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。

④ 同一事項に対してした2通以上の入札

- ⑤ 他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札
- ⑥ 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札
- ⑦ 郵便によりした入札
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(4) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

(5) 落札

有効な入札書を提出し、かつ、5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した物品等を納入できると認めたものであって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項

契約書（案）によることとする。

(3) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

所在地 徳島県徳島市八万町向寺山
所属名 徳島県立二十一世紀館 企画広報担当

(4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) その他

落札者が、落札時から契約締結時までの間に徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。

落札者が、落札後に徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合には、契約を締結しないこととする。また、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

8 その他

入札参加者及びその代理人が、提出する書類については、別紙「提出書類一覧表」のとおりである。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めらるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できない。

9 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあってはその旨了解の上入札すること。

Ⅱ 提出書類一覧表

1 応札仕様書等提出時

(1) 応札仕様書等

応札仕様書等には「入札参加者の住所、商号、代表者職名、代表者氏名」を記入すること。

① 応札仕様書 1通

入札しようとする物品等の仕様が、入札公告及びこの入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明するものとし、応札仕様書に示す別添の様式に従い作成し、提出するものとする。仕様書に対し、入札参加者が提示しようとする具体的な内容（品名、メーカー名、機種及び型番、規格、機能、性能、数量等）を分かりやすく記載すること。

② 入札しようとする物品等のカタログ 1部

仕様書上で必要としている規格、機能、性能等について標記している箇所にマーキングをし、「使用番号」（応札仕様書参照）を書いた付箋を添付。

③ 価格一覧表（実売価格） 1部

物品及び諸経費の定価見積書（仕様書に準拠して品名、メーカー名、型番、数量、単位及び定価を記載した明細）を作成すること。また、メーカー標準価格が存在しない場合は、その旨を記載するとともに実売価格等を記載すること。
納入・調整等に関する経費等の一切も記入すること。

2 入札書提出時

① 入札書 1通

入札書を封筒に入れ「入札案件名」を記載すること。

② 委任状（代理人が入札する場合） 1通

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

3 再入札時

① 入札書及び封筒の予備 1通

入札書についてはコピー等を行って再入札に備えてください。

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

賃 貸 借 契 約 書 (案)

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、「徳島県文化の森総合公園情報文化実習室パソコン機器 一式（賃貸借）」（以下「機器」という。）の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

（賃貸借物件）

第1条 乙は、別添「徳島県文化の森総合公園情報文化実習室パソコン機器 一式（賃貸借）仕様書」（以下「仕様書」という。）の機器を甲に賃貸するものとする。

（設置場所）

第2条 機器の設置場所は、別添の仕様書に記載のとおりとする。

（納入期日）

第3条 契約締結日から令和7年9月30日までとする。

（契約期間）

第4条 契約期間は、令和7年10月1日から令和12年9月30日までとする。ただし、翌年度以降において、この契約に係る甲の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合には、この契約の全部又は一部を解除できるものとする。

2 乙は前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することはできない。

（賃貸借料）

第5条 機器賃貸借料の月額、金〇〇〇,〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額金〇〇,〇〇〇円）とする。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、賃貸借料に110分の10を乗じて得た額である。

3 契約の解除等により、賃貸借期間に1か月未満の端数日が生じた場合は、賃貸借料を日割計算するものとする。この場合において、1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てるものとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、免除する。

（検査及び引渡し）

第7条 甲は、物品の納入を受けたときは、速やかに、乙の係員の立会いの上、物品の検査を行い、検査に合格したときは、目的物品の引渡しを受けるものとする。

2 乙は、前項の検査の結果不良品があるときは、当該不良品を遅滞なく引き取り、甲の指定する日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

（賃貸借料の請求）

第8条 乙は、賃貸借料を毎月の賃貸完了後、甲に請求するものとする。

(賃貸借料の支払)

第9条 甲は、乙から適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に賃貸借料を乙に支払うものとする。

(危険負担)

第10条 機器の引渡し完了前に生じた損害は、全て乙の負担とし、甲が機器を占有する期間に生じた機器の滅失破損についても同様とする。ただし、甲の責めに帰する事由による場合は、この限りでない。

(善良な管理者としての義務)

第11条 甲は、機器を良好な環境で保持し、善良な管理者としての注意をもって、機器の管理に努めるものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、甲が故意又は善良な管理者としての注意を怠り、機器を滅失又は使用不可能の状態に損傷したときは、甲に対して損害を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第13条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、一括して委任し、又は担保に供してはならない。

(賃貸借終了後の機器取り扱い)

第14条 乙は、賃貸借契約満了後の機器について、甲へ無償譲渡するものとする。

(契約解除等)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき又はその職務を妨害したとき。

(5) 契約事項に違反したとき。

(6) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除したときは、甲は乙に対して契約金額の100分の10に相当する金額を請求できる。なお、甲に損害があるときは、乙に対してその損害の賠償を請求することができるものとし、乙に損害が生じた場合は、乙の負担とする。

3 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(保険)

第16条 機器に対する動産総合保険の付保とその保険料は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第17条 乙は、この契約履行のために、物件設置場所へ出入りする場合は、甲の了承を得て出入りするものとする。

2 乙は、この契約によって知り得た一切の秘密を他人に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(情報セキュリティ)

第19条 乙は、業務の実施に当たり、徳島県情報セキュリティポリシーに基づき、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

(疑義等の決定)

第20条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年〇月〇日

甲 徳島県

徳島県立二十一世紀館長 藤井 博

乙

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

（適正管理）

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

(資料等の返還又は廃棄)

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 甲は、乙及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、徳島県情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(管理体制)

第2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報資産の管理に関する責任者及び担当者、作業者の所属並びに委託内容を明確にしておかなければならない。

(作業場所の特定)

第3 乙は、情報資産の紛失等を防止するため、この契約による業務を処理するに当たっては、その作業の場所を特定しておかなければならない。

(サービスレベルの保証)

第4 乙は、甲が提示する品質及びセキュリティレベルを満たす業務を提供しなければならない。
2 乙は、情報システムを実際に運用する者の現状・課題を加味し、セキュリティと利便性の両立を可能とする、実務と調和したセキュリティ対策を講じなければならない。

(情報資産の種類と範囲、アクセス方法)

第5 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

(業務従事者への周知及び教育)

第6 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知するとともに、継続的に教育しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された情報を、当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

(情報の適正な管理)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(情報資産の返却及び廃棄)

第10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された記録媒体は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(報告)

第11 甲は、この契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を求めることができる。

2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生した場合又はそのおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第12 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第13 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙がこの特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(ポリシー改定時の対応)

第15 甲は、セキュリティポリシーに改定等を行う場合は、適宜、乙に改定等の内容を情報提供しなければならない。

2 乙は、契約締結後にセキュリティポリシーの改定等がなされた場合は、速やかに、改定等後の内容を適用するよう努めなければならない。